

別紙様式（第3関係）

アイヌ共用林野設定契約書

国（以下「甲」という。）と、共用者（以下「乙」という。）とは、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成31年法律第16号。以下「アイヌ施策推進法」という。）及び農林水産省関係アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律施行規則（令和元年農林水産省令第4号）並びにアイヌ施策推進法第16条第2項により適用される国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号。以下「法」という。）及び国有林野の管理経営に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第40号。以下「規則」という。）に基づき、下記条項を約定して、共用林野の設定について契約を締結したので、その証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和4年3月29日

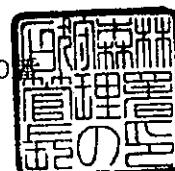
国

分任契約担当官

北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

石狩森林管理署長

荻原、裕

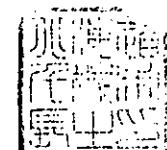


共用者

北海道千歳市東雲町2丁目34番地

千歳市長

山口 章太郎



記

- 1 共用林野の所在 北海道千歳市藤の沢、西森  
千歳国有林 5215、5216、5225、5226、5233、5239～5249、5252～5259、  
5261～5263、5267～5269、5276～5291、5299～5304、  
5306～5312林班
- 2 共用林野の面積 2,535.12 ha (別紙図面のとおり)
- 3 契約の存続期間 自 令和 4年 4月 1日  
至 令和 6年 3月 31日
- 4 採取することができる林産物の種類、数量及び採取方法  
つる類（ツルウメモドキ、ヤマブドウ等）：年平均約20kg  
薬草（イケマ、ナギナタコウジュ、エンレイソウ等）：年平均約20kg  
果実（サルナシ、ハスカップ、ヤマブドウ、キハダ、ホオノキ等）：年平均約20kg  
山菜類：年平均約20kg  
きのこ類：年平均約20kg
- 5 使用料 国有林野管理規程（昭和36年農林省訓令第25号）第64条に基づき免除とする。

6 共用者の住所を有する区域及び共用者としての要件

千歳市内に居住する者であつて、林産物使用等を通じてアイヌ文化の保存及び伝承に資する意向のある者(名簿記載者)

7 特約事項 (別紙「暴力団排除に関する特約事項」のとおり)



第1条 乙は、共用林野を千歳市アイヌ施策推進地域計画の記載事項に則り、使用しなければならない。

2 乙は、採取した林産物を千歳市アイヌ施策推進地域計画の記載事項に則り、使用しなければならない。

第2条 本契約は、甲が実地の指示をすることによって効力を生ずるものとする。

2 実地の指示は、規則第43条の規定に基づく規約書の作成の協議が整った後に行うものとする。

第3条 乙は、甲の指示する箇所に共用林野の境界標及び以下の表示をした標識を設置しなければならない。

契約年月日、所在地、面積、林産物の種類、共用者の氏名、森林管理署所在地

第4条 乙は、共用林野の林産物の採取を開始するときは、文書をもって甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

2 乙は、林産物の採取を終わったときは、文書により採取した林産物の種類別数量を甲に申し出なければならない。

第5条 乙は、採取した林産物の数量が表記の数量に達しない場合があつても当該林産物の不足数量の補足を請求しないものとする。

第6条 乙は、共用林野については、以下の義務を負うものとする。

(1) 法第13条各号に掲げる事項

(2) 規則第17条、第33条及び第45条第1項に掲げる事項

第7条 甲は、国又は公共団体において、公用、公用又は公益事業の用に供するため必要が生じたときは、解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止することができる。

第8条 乙が共用林野に被害を及ぼしたときは、乙は甲に対し一切の責を負うものとする。

第9条 乙は、本契約の更新を受けようとするときは、存続期間満了の2カ月前までに書面をもって甲に申請しなければならない。

第10条 乙は、存続期間が満了したときは、速やかに文書をもって甲に共用終了を届けなければならぬ。

2 乙は、共用終了に際し、共用林野に設置した境界標その他の物件を収去しなければならない。

第11条 乙は、代表者を変更したときは、新代表者から文書をもって甲に届け出なければならない。

2 乙が前項に定める届出を怠ったため、甲が旧代表者に代理権があると信じた行為については、新代表者がその責を負うものとする。

第12条 本契約に関連するアイヌ施策推進地域計画又はその記載事項が消滅したときは、甲は、何らの催告を要せず本契約を解除することができる。

第13条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

別紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除等)

第1条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止することができる。

- (1) 乙が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 乙が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を得る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 乙が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 乙が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 乙が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除等)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確認)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条又は第2条の規定により本契約を解除し、又は使用を制限し、若しくは禁止した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとし、乙は、既納の使用料その他の費用の返還を請求しないものとする。

2 乙は、甲が第1条又は第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

## アイヌ共用林野設定一覧表

林班	総面積	控除地面積					設定面積	備考
		貸付地	分収育林	分収造林	その他	計		
5215	42.18	0.26				0.26	41.92	
5216	34.37				0.56	0.56	33.81	
5225	27.06	0.07				0.07	26.99	
5226	37.46	0.10				0.1	37.36	
5233	44.45					0	44.45	
5239	44.40					0	44.40	
5240	44.85					0	44.85	
5241	43.46					0	43.46	
5242	45.73					0	45.73	
5243	44.61		9.36			9.36	35.25	
5244	45.88		3.90			3.9	41.98	
5245	43.80					0	43.80	
5246	43.95					0	43.95	
5247	46.10					0	46.10	
5248	41.58					0	41.58	
5249	21.54					0	21.54	
5252	44.65					0	44.65	
5253	44.61					0	44.61	
5254	44.80					0	44.80	
5255	44.89					0	44.89	
5256	44.49					0	44.49	
5257	43.59					0	43.59	
5258	45.13					0	45.13	
5259	44.73					0	44.73	
5261	44.19					0	44.19	
5262	45.95					0	45.95	
5263	44.56					0	44.56	
5267	46.25					0	46.25	
5268	47.36	0.01				0.01	47.35	
5269	31.84	0.01				0.01	31.83	

## アイヌ共用林野設定一覧表

林班	総面積	控除地面積					設定面積	備考
		貸付地	分収育林	分収造林	その他	計		
5276	40.43					0	40.43	
5277	45.00					0	45.00	
5278	45.00					0	45.00	
5279	44.78					0	44.78	
5280	44.71					0	44.71	
5281	44.01					0	44.01	
5282	45.23					0	45.23	
5283	44.95					0	44.95	
5284	44.89					0	44.89	
5285	44.57					0	44.57	
5286	45.95					0	45.95	
5287	44.40					0	44.40	
5288	45.28					0	45.28	
5289	44.14					0	44.14	
5290	44.64					0	44.64	
5291	46.49					0	46.49	
5299	33.68					0	33.68	
5300	38.80					0	38.80	
5301	45.32					0	45.32	
5302	45.03					0	45.03	
5303	45.16					0	45.16	
5304	44.46					0	44.46	
5306	44.82					0	44.82	
5307	45.30					0	45.30	
5308	45.74					0	45.74	
5309	44.48					0	44.48	
5310	45.04					0	45.04	
5311	43.95					0	43.95	
5312	44.68					0	44.68	
合計	2,549.39	0.45	13.26	0	0.56	14.27	2,535.12	

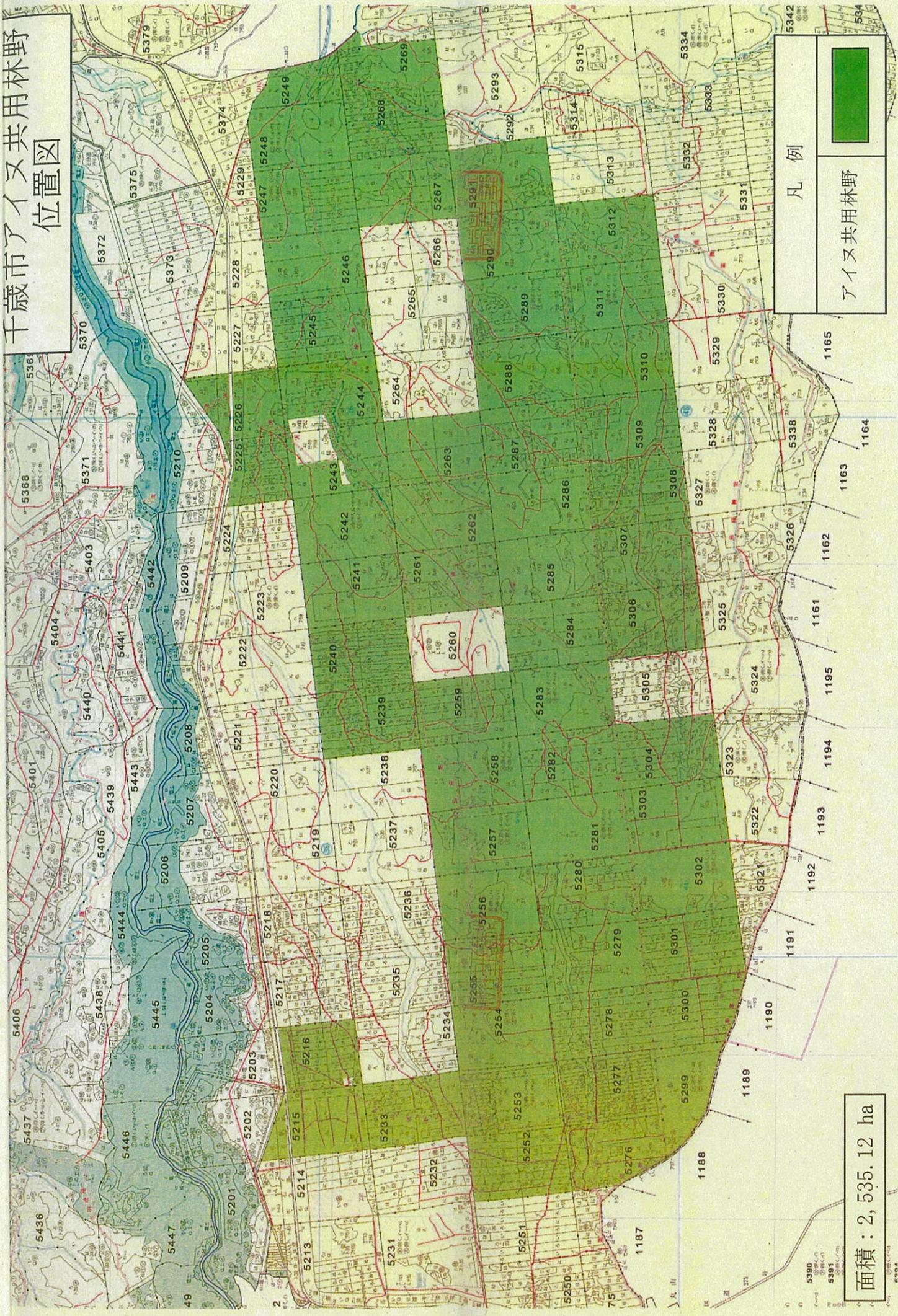
## 保 護 方 法 書

- 1 共用林野の周辺の要所には、火災、盜伐、誤伐、土地漫用等の加害行為の予防のため、適宜制札を設置するものとする。  

- 2 山火事の予防及び消防については、次の方法を講ずるものとする。
  - (1) あらかじめ、山火事の予防及び消防に必要な組織並びに非常報告の方法を定め、石狩森林管理署長に届け出る。
  - (2) あらかじめ、山火事発生の際の消防団の出動に遺憾のないよう連絡をとっておく。
  - (3) 山火事を発見したときは、直ちに消火に努めるとともに石狩森林管理署又は管轄する森林事務所にその旨を報告する。
- 3 盗伐、誤伐、土地漫用等の被害発生のおそれがあると認めるととき又はその被害を発見したときは、石狩森林管理署又は管轄する森林事務所にその旨を通報する。
- 4 有害動物及び有害植物の防除については平素注意を喚起し、その被害を発見したときは、その駆除に努めるとともに石狩森林管理署又は管轄する森林事務所にその旨を通報する。
- 5 標識に異常があることを発見したときは、速やかに適切な措置をとるとともに、石狩森林管理署又は管轄する森林事務所にその旨を通報する。
- 6 共用林野内の稚樹については、その保育に平素十分注意し特に産物採取・放牧の際はこれを損傷しないよう留意する。  

- 7 地域住民の副産物採取のための入林について~~は~~は、共用林野の保護の万全を期する見地から市町村条例又は規約書により所要の取締りを行うものとする。
- 8 上記各項に掲げるもののほか石狩森林管理署長の指示に従うものとする。

# 千歳市アイヌ共用林野位置図



凡例

アイヌ共用林野

面積 : 2,535.12 ha

## 共用者名簿

	氏名	住所	生年月日	性別
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				

37			
38			
39			
40			
41			
42			
43			
44			
45			
46			
47			
48			
49			
50			
51			
52			
53			
54			
55			
56			
57			
58			
59			
60			
61			
62			
63			